

応急手当を身につけよう！ ～救命率の向上に向けて～

消防本部では、救急車が到着するまでの救命処置、応急手当について救命講習を開催しています。

応急手当に関する正しい知識と技術を身につけ、もし目の前で倒れている人を見つけたら、ぜひ勇気を出して応急手当を行ってください。

救急車が到着するまでのあなたの応急手当が尊い命を救うのです。

その人の命を助けることのできるのは、その場に居合わせた、あなたなのです。

◎講習の種類

	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅱ	上級救命講習
講習内容	★AEDを用いた心肺蘇生法・異物除去法・止血法などの救命手当を習得するコースです。	★普通救命講習Ⅰの内容にAEDの知識の確認と実技の評価が加わったコースで一定の頻度でAEDを使用する方が対象のコースです。	★AEDを用いた心肺蘇生法・異物除去法・止血法などの救命手当のほか、ケガや急病などの応急手当を習得するコースです。
	★AED（自動体外式除細動器）とは、救急現場で一般の方でも簡単に操作でき、安心して除細動（電気ショック）を行うことができるように設計された機器です。		
講習時間	★3時間	★4時間	★8時間
費用	★各コースともに費用はかかりません。 無料です。		
修了証	★各コースとも技能優良者に修了証が交付されます。		
受講資格	★町内に居住又は在勤・在学の方（中学生以上）ならどなたでも参加できます。		
開催日	★定期普通救命講習（場所：消防本部） 奇数月の第4土曜日 9：00～12：00（内容：普通救命講習Ⅰ／3時間コース）		
募集定員	★毎回10名まで（先着順です。定員になり次第締め切ります。）		
申込方法	★講習会への申込みは「救命講習等申込書」に必要事項を記入して、開催日の2週間前までに消防本部へ提出してください。		
備考	★上記以外にも講習の種類はありますので、各種サークル・職場等のグループで受講したい場合などは、事前に消防署にご相談ください。 ★救命講習のご案内は、長万部町ホームページ（消防本部HP）でもご案内しています。 http://www.town.oshamambe.lg.jp/modules/fire/content0008.html		

※ 講習についてのご相談など詳しくは消防本部・救急担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先 ☎2-2049】



全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました！！

平成23年6月1日から



火災の発生を早く知らせてくれる「住宅用火災警報器」。みなさんはもう設置しましたか？

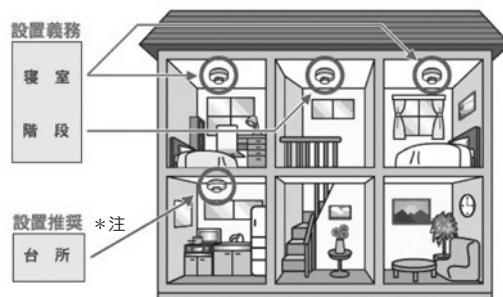
大切な家族の命を火災から守る住宅用火災警報器は、早期避難に有効です。

平成23年6月1日からすべての住宅に対し、住宅用火災警報器の設置義務化が始まりました。

まだ設置していないお宅は早急に設置しましょう！

●設置義務がある場所は**寝室**。

寝室が2階にある場合は階段の上部にも設置義務があります。
また、機器の種類は、**煙式**のものを選びましょう。



*注：推奨はしているが義務はありません。

【悪質な訪問販売等には十分注意を！】

町や消防署は、直接火災警報器等を訪問販売することは絶対にありません。

また、特定の業者を斡旋したり、販売を依頼すること一切ありませんので、あやしいと思ったらはっきり断ってください。

訪問販売以外でも不審な点がありましたら消防署までご連絡ください。

お問い合わせ先

長万部町消防本部 消防グループ 予防担当（☎2-2049）